

江戸川区役所 本庁舎跡地の活用方針について

令和6年3月吉日

日頃より江戸川区政へご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。
新庁舎建設（本庁舎移転）の検討が進む中、令和13年に庁舎が移転した後も中央地区のにぎわいを維持・向上させるため、「本庁舎跡地の活用に係る勉強会」を通じて、地元の皆様より様々なご意見をいただきました。

そこで、いただいたご意見を踏まえ、現在と同様に官公署による活用が望ましいと考え、本庁舎跡地の活用方針について、下記のとおりお知らせいたします。

本庁舎跡地の活用方針

本庁舎跡地を小松川警察署の移転先として、以下の基本的な考え方を踏まえて、警視庁と協議を進める

基本的な考え方

1. 勉強会にて示された「にぎわいの維持」「防災機能」「将来を見据える」の3点を踏まえ、地元の意見も伝わるよう、警視庁へ調整を図っていく
2. まちの活力の維持につながるよう、小松川警察署に別の機能を加えた「施設機能の複合化」を警視庁へ求めていく
3. 地域の人々の往来が保たれるよう、本庁舎移転後、速やかに警察署の建設が進むように警視庁へ求めていく

【問い合わせ】

▼ 本庁舎跡地の活用方針について

江戸川区 新庁舎・施設整備部 財産活用課 調整係 電話 03-5662-9017

▼ 本庁舎跡地の活用に係る勉強会について

江戸川区 新庁舎・施設整備部 計画課 再編推進係 電話 03-5662-9017

